

総務省からのお知らせ

「特定信書便事業」のサービスを利用してみませんか！

【信書便制度】

- ・平成15年4月、民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について民間事業者の参入が可能となっています。
- ・事業の開始には許可等が必要です。信書便法は参入の条件、申請の手続などについて規定しています。

※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項）

※詳細は、九州総合通信局の下記ホームページをご参照ください。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/other/index.html#b>

詳細はこちら



更に詳細はこちら



【信書便チラシ】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000870213.pdf

【問合せ先】九州総合通信局信書便監理室 [TEL:096-326-7847](tel:096-326-7847) E-mail: kyusyu-shinshobin@soumu.go.jp